

マニユライフ生命、外貨建終身保険『こだわり外貨終身』を 営業職員チャンネルで発売

外貨の金利を活用することで、充実した保障と資産形成効果が期待できる商品

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、無配当外貨建終身保険(積立利率変動型)ペットネーム『こだわり外貨終身』を、2017年10月1日にプランライト・アドバイザー(自社営業職員)を通じて発売いたします。

高齢化や定年退職年齢の変化に伴ってライフスタイルが多様化するなか、万が一への備えを確保しながら、将来に向けて資金を準備できる終身保険商品へのニーズが高まっています。『こだわり外貨終身』は、こうしたニーズに応える終身保険です。円に比べて高い金利水準で推移している外貨で運用するため、充実した保障と資産形成効果が期待できます。また、特約の付加によって、特定疾病に備えることもできます。(下記「『こだわり外貨終身』の特長」を参照。)

生き方や働き方が多様化するなか、マニユライフ生命は、皆さまが自ら積極的に行動し、それぞれが思い描く理想の未来を切りひらいていくことを応援していきたいと考えています。そして、未来を意識したその時に始まる、自分らしい、これからの生き方を「Life 2.0」と名付けました。皆さまの「Life 2.0」をサポートするため、マニユライフ生命は今後も先進的な商品の開発に取り組んでまいります。

『こだわり外貨終身』の特長^{*1}

(詳細は別紙および右記 URL を参照: <http://www.manulife.co.jp/kodawari-gaikasyushin>)

1. 外貨の金利を活用することで、充実した保障と資産形成効果が期待できます。
 - 契約通貨を米ドルまたは豪ドルのいずれかから選択できます。
 - 保険金や解約返戻金は、契約通貨または円で受け取る^{*2}ことができます。
2. 積立利率は毎月更改され、市場金利とゆるやかに連動します。
 - 契約時の市場金利にかかわらず、積立利率が固定されません。
 - 積立利率が最低保証積立利率(年 1.5%)を下回ることはありません。
3. タバコを吸わない方は非喫煙者保険料率(ノンスモーカー料率)^{*3}が適用され、保険料が割安になります。
4. 特約の付加により^{*4}、特定疾病に備えることもできます。
 - 特定疾病(ガン、急性心筋梗塞、脳卒中)で所定の状態になったときに、保険料の払い込みが免除されます。
 - 保険料の払い込みが免除された場合、免除される前より解約返戻金が増加します。

*1 この保険にかかる費用とリスクの詳細は別紙 4 ページをご覧ください。

*2 「円支払特約 E 型」を付加した場合。その際、マニユライフ生命所定の為替レートが適用されます。

*3 非喫煙者保険料率は、過去 1 年以内に喫煙をしていないことなど(喫煙歴については告知に加えてマニユライフ生命所定の検査を実施させていただきます。)が適用の条件となります。検査結果などによっては、非喫煙者保険料率でのご契約をお引き受けできない場合があります。

*4 「特定疾病保険料払込免除特約(17)」を付加した場合。



マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、130年の歴史を持ち、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業です。プランライト・アドバイザー(自社営業職員)、金融機関、代理店の3つの販売チャネルを通じて、法人ならびに個人のお客さまへ、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。ブランド・スローガン「今日を生きる。明日をひらく。」のもと、お客さまが自ら健康で豊かな未来を切りひらいていくためのサポートをしています。詳細はホームページ(www.manulife.co.jp)をご覧ください。

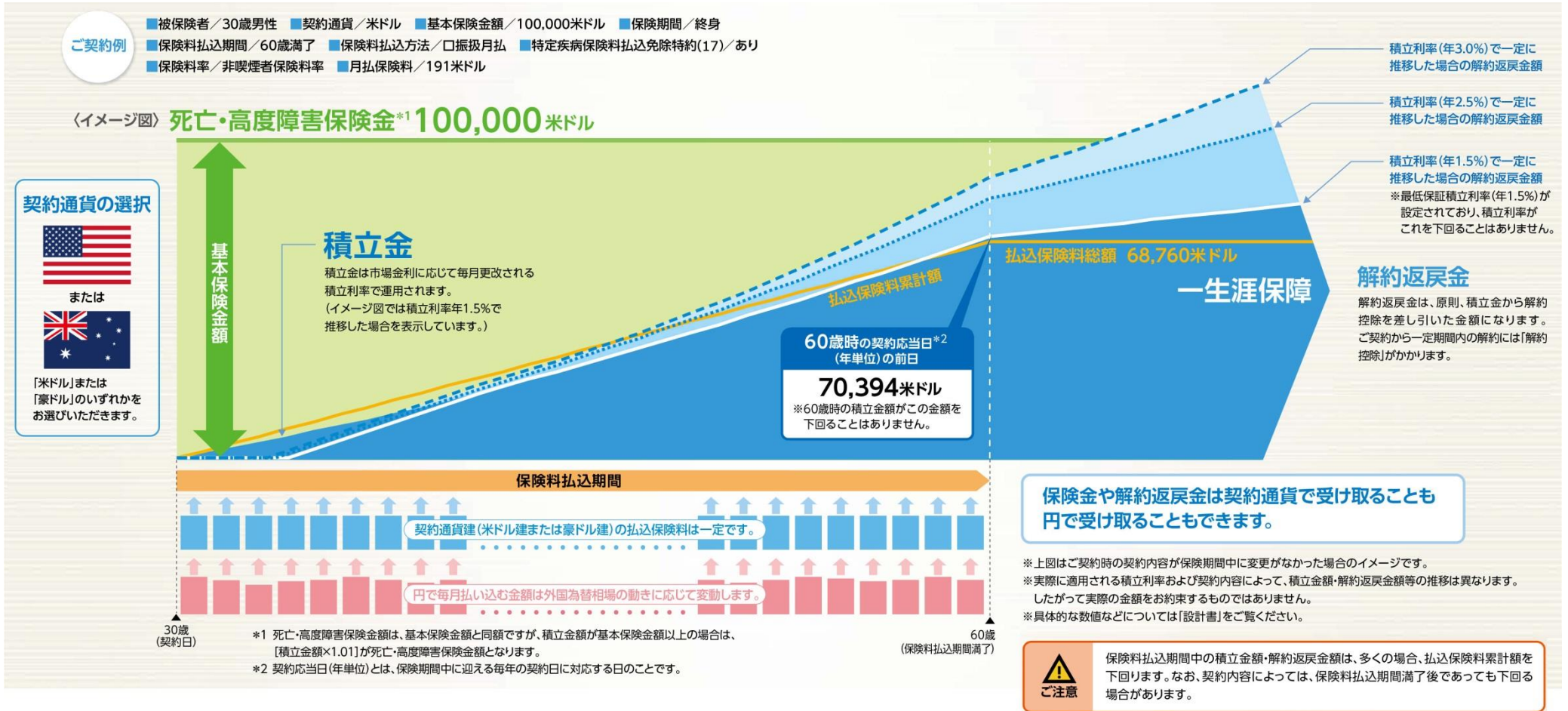
マニユライフについて

マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションは、世界有数の大手金融サービスグループです。米国においてはジョン・ハンコックのブランドで、その他の地域ではマニユライフとして事業を行い、お客さまの夢や志をかなえるための的確なアドバイスやソリューションを提供しています。マニユライフは個人・団体・機関投資家のお客さま向けに、ファイナンシャル・アドバイスや保険、資産運用・形成のための商品やサービスをご提供しています。2016年末現在、マニユライフは世界中で35,000人の職員と70,000人のエージェントおよび数千の販売パートナーを擁し、2,200万を超えるお客さまに商品やサービスをご提供しています。マニユライフの管理運用資産は、2017年6月末現在およそ1兆カナダドル(7,800億米ドル)です。また、過去1年の間にお客さまにお支払いした保険金、給付金および利息は約267億カナダドルとなりました。マニユライフは主にカナダ、米国、アジアで100年以上にわたって事業を展開しています。カナダのトロントに本拠を置き、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。

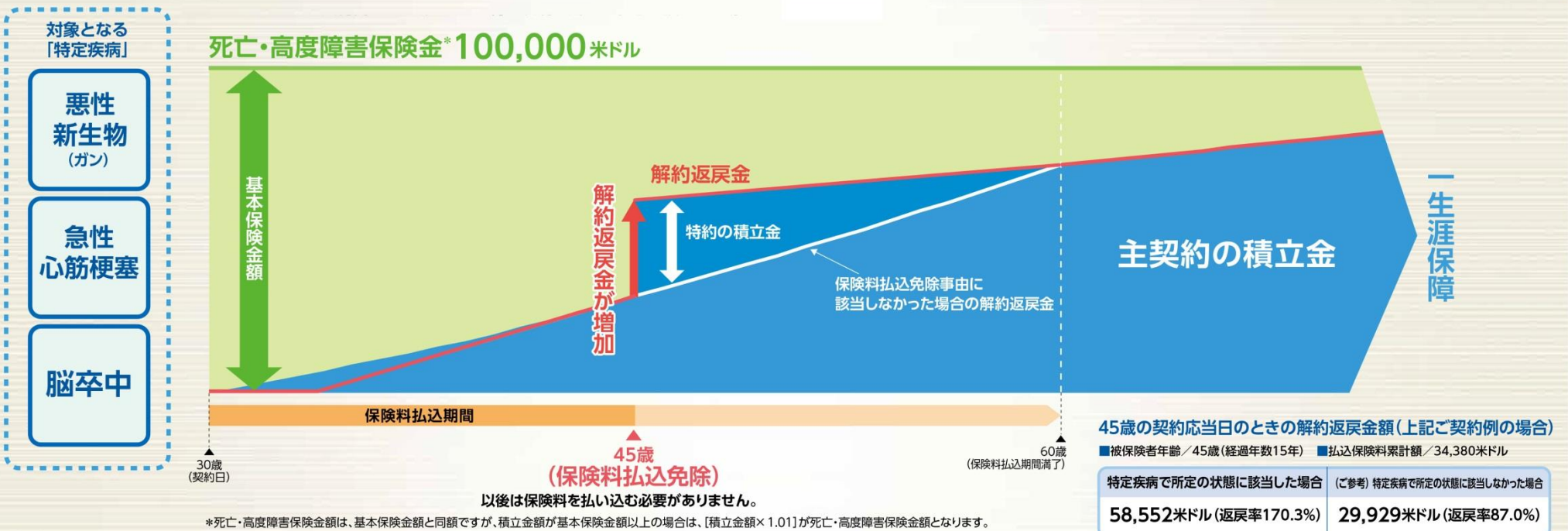


<別紙>

『こだわり外貨終身』イメージ図



上記のご契約例(特定疾病保険料払込免除特約(17)を付加)で、45歳の時に特定疾病で所定の状態に該当した場合



特約により保険料払込免除になった場合の解約返戻金について

保険料払込期間中に特定疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除され、免除された将来の保険料総額に相当する金額を「特約の積立金」として主契約の積立金に上乘せします。また、解約控除の適用がなくなります。

「特約の積立金」について

- 保険料払込免除時点で払込免除された将来の保険料総額に相当する金額が、当初の「特約の積立金」となります。
- 「特約の積立金」から保険料払込免除に該当していなければ支払うことになっていた月々の保険料に相当する金額を「主契約の積立金」に毎月充当します。
- 「特約の積立金」の運用は、主契約の積立利率とは別にマニュアル生命が定めた利率で行います。

特定疾病保険料払込免除特約(17)を付加している、していないにかかわらず、「不慮の事故が原因で所定の身体障害状態になった場合」には保険料のお払い込みを免除します。

特定疾病	保険料の払込免除事由
悪性新生物(ガン)	ガン責任開始日*以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき *「ガン責任開始日」とは、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。 (ご注意) ●ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料のお払い込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内にご契約者からお申し出があったときは、この特約は無効となります。 ●上皮内ガン、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンはこの特約による保険料の払込免除の対象となりません。
急性心筋梗塞	この特約の責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	この特約の責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

*「特定疾病保険料払込免除特約(17)」の責任開始期は、主契約の責任開始期と同じです。主契約の責任開始期については「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

【主な取り扱い】

■保険金のお支払事由

保険金	お支払事由	受取人
死亡保険金	被保険者が責任開始期以後に死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により所定の高度障害状態に該当されたとき	被保険者*

死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。



保険金が支払われない場合については「[契約締結前交付書面\(契約概要/注意喚起情報\)](#)」
「[ご契約のしおり/約款](#)」をご覧ください。

*ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には、高度障害保険金の受取人はご契約者となります。

■保険期間および保険料払込方法

保険期間	終身
保険料払込方法(回数)	月払 (月払のみの取り扱いですが、マニユライフ生命の定める取扱範囲内で、繰り返し同一月数分の外貨建の保険料を円に換算した金額で一括払すること(登録制一括払)ができます。)
保険料払込方法(経路)	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替扱(月払 ※登録制一括払を含む) クレジットカード扱*(月払 ※登録制一括払を含まない) *ご契約者が法人の場合は、クレジットカード払はお取り扱いできません。
保険料の一括払または前納	登録制一括払(6か月単位または12か月単位)のみ取り扱います。 <ul style="list-style-type: none"> 毎回6か月分または毎回12か月分の外貨建の保険料を、登録制一括払により払い込む保険料の払込期月中、最初に到来する払込期月の前月末日の為替レートで円に換算した金額でお払い込みいただきます。 登録制一括払された金額のうち、1か月分の外貨建の保険料は、月単位の契約当日が到来するたびに充当します。 保険契約が消滅したときなどに、保険契約に充当していない外貨建の保険料を払い戻します。



登録制一括払(6か月単位または12か月単位)を選択された場合の「[生命保険料控除](#)」についてこの商品の保険料の払込方法(回数)は月払のみとなります。このため登録制一括払(6か月単位または12か月単位)で保険料をお払い込みいただいた場合は、**その年に払込期日が到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額のみが「生命保険料控除」の対象となります。**

■基本保険金額など

最低基本保険金額*	最高基本保険金額*	保険金額単位	最低保険料
20,000米ドル/20,000豪ドル	7億円相当額	1,000米ドル/1,000豪ドル	30米ドル/30豪ドル

*マニユライフ生命所定の換算レートで円に換算した金額を、マニユライフ生命の他の保険契約と通算します。また、告知(診査)の内容または被保険者のご契約年齢・ご職業などにより、契約をお引き受けできなかったり、保険金額を制限させていただく場合があります。

■保険料払込期間/契約年齢範囲

保険料払込期間	特定疾病保険料払込免除特約なし		特定疾病保険料払込免除特約あり	
	非喫煙者保険料率	標準保険料率	非喫煙者保険料率	標準保険料率
	契約年齢(満年齢)		契約年齢(満年齢)	
10年	20~80歳	0~80歳	20~60歳	16~60歳
20年	20~70歳	0~70歳	20~50歳	16~50歳
30年	20~60歳	0~60歳	20~40歳	16~40歳
55歳満了	20~45歳	0~45歳	20~45歳	16~45歳
60歳満了	20~50歳	0~50歳	20~50歳	16~50歳
65歳満了	20~55歳	0~55歳	20~55歳	16~55歳
70歳満了	20~60歳	0~60歳	20~60歳	16~60歳
80歳満了	20~70歳	0~70歳	取り扱いなし	
90歳満了	20~80歳	0~80歳		

「こだわり外貨終身」にかかる費用は次の通りです。

「こだわり外貨終身」には、保険関係費がかかるほか、解約、減額時および払済定額終身保険への変更時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中には年金管理費がかかります。

■保険関係費

お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用などが控除されます。

※保険関係費は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

■解約、減額時および払済定額終身保険への変更時にご負担いただく費用

◆解約、減額時および払済定額終身保険への変更時に、契約日から解約した日、減額した日または払済定額終身保険への変更日までの経過年月数に応じて積立金額から解約控除をご負担いただきます。

◆解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。

※解約控除は、経過年月数・保険料払込期間などによって異なるため、一律には記載できません。

※払済定額終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。

※特定疾病保険料払込免除特約(17)により保険料のお払い込みが免除された場合には、契約日から10年以内の解約、減額であっても解約控除のご負担はありません。

■外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

◆保険金などを外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。(くわしくは取扱金融機関にご確認ください。)

◆次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

①「円入金特約」を付加し、保険料などを円でお払い込みいただく場合

②「円支払特約E型」を付加し、保険金などを円でお支払いする場合

③「無配当年金特約」および「円支払特約E型」を付加し、年金基金を円に換算する場合

④「無配当年金支払移行特約」および「円支払特約E型」を付加し、主契約の積立金を円に換算する場合

* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュアル生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「円入金特約」の為替レート	契約通貨の TTM+50 銭	
②③④「円支払特約 E 型」の為替レート	契約通貨の TTM-1 銭	契約通貨の TTM-3 銭

※2017年10月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

■無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中にご負担いただく費用

◆年金支払期間中、次の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	
年金管理費 (年金支払の管理にかかる費用)	責任準備金額に0.4%を 乗じた金額	年金支払日に責任準備金から 控除します。

「こだわり外貨終身」にはリスクがあります。

●「こだわり外貨終身」は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。

●したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した保険金額など」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

●為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人が負います。

・ 契約通貨建の保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動(増減)します。

・ 「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。このため、「ご契約時点の為替相場で円換算した保険金額など」を下回ることがあります。